

## チーム医療推進会議 開催要綱

### 1. 趣旨

「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日 チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）を受け、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、同報告書において提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行う。

### 2. 検討課題

- チーム医療を推進する医療機関の認定の在り方について
- チーム医療を推進するための看護師業務の在り方について
- その他

### 3. 構成員

会議の構成員は、別紙に掲げる有識者とする。ただし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 4. 運営

本会議の庶務は、厚生労働省医政局で行う。

議事は公開とする。

- 太田 秀樹 全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長
- 小川 彰 全国医学部長病院長会議 会長
- 北村 善明 日本放射線技師会 会長
- 堺 常雄 日本病院会 会長
- 坂本 すが 日本看護協会 副会長
- 島崎 謙治 政策研究大学院 教授
- 永井 良三 東京大学大学院医学研究科 教授
- 中山 洋子 日本看護系大学協議会 会長
- 半田 一登 日本理学療法士協会 会長
- 藤川 謙二 日本医師会 常任理事
- 藤本 晴枝 NPO 法人地域医療を育てる会 理事長
- 宮村 一弘 日本歯科医師会 副会長
- 山本 信夫 日本薬剤師会 副会長
- 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

# 報告書の提言に対する厚生労働省の対応について

報告書の提言	厚生労働省の対応
<p><b>1. 看護師の役割の拡大</b></p> <p>(1) 包括的指示の積極的な活用 「包括的指示」の成立要件を明確化。</p> <p>(2) 看護師の実施可能な行為の拡大・明確化 「診療の補助」として実施することができる行為の範囲を拡大する方向で明確化。そのために必要な看護業務に関する実態調査や試行等を早急に実施。</p> <p>(3) 行為拡大のための新たな枠組みの構築 一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師（特定看護師（仮称））が、幅広い医行為（特定の医行為）を実施できる新たな枠組みを構築。特定の医行為の範囲や特定看護師（仮称）の要件を決定するため、医療現場や養成現場の関係者等の協力を得て専門的・実証的な調査・検討を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護業務実態調査を実施（平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業により実施予定）。</li> <li>○ 専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に既に取り組んでいる大学院修士課程の実態・実績に関する情報を収集するため、当該課程の関係者等の協力を得てモデル事業を実施。</li> <li>○ 看護業務実態調査やモデル事業の結果を踏まえ、チーム医療推進会議において、専門的な検討を実施。</li> </ul>
<p><b>2. 看護師以外の医療スタッフ等の役割拡大</b></p> <p>【薬剤師】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。</li> </ul> <p>【助産師】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会陰裂傷の縫合について、安全性の確保の観点から試行・検証を実施。当該結果を踏まえ結論。</li> </ul> <p>【リハビリ関係職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「喀痰等の吸引」を実施可能な行為として明確化。</li> <li>・ 「作業療法」の内容を明確化。</li> </ul> <p>【管理栄養士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。</li> </ul> <p>【臨床工学技士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「喀痰等の吸引」、「留置カテーテルからの採血」を実施可能な行為として明確化。</li> <li>・ 「臨床工学技士業務指針」を廃止。</li> </ul> <p>【診療放射線技師】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。</li> </ul> <p>【臨床検査技師】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施可能な生理学的検査を拡大。</li> </ul> <p>【医療クラーク等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入の推進に向けた取組を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬剤師、リハビリ関係職種、管理栄養士、臨床工学技士、診療放射線技師については、本年4月30日に医政局長通知を発出し、各職種が実施できる業務を明確化。</li> <li>○ 助産師については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業において、試行・検証を実施。</li> <li>○ 臨床検査技師については、関係学会等とともに、実施可能な生理学的検査の拡大の可否を検討中。</li> <li>○ 医療クラーク等については、導入を推進するための具体策について検討中。</li> </ul>
<p><b>3. 医療スタッフ間の連携の推進</b></p> <p>(1) 医療スタッフ間の連携の推進方策 チーム医療を推進する医療機関等を認定する仕組みを導入すること等を検討。</p> <p>(2) 公正な第三者機関 多様な医療スタッフから公平な立場で、臨床現場の関係者、医療スタッフ関係者、教育・養成現場の関係者、関係学会等が参画できる検討の場としての第三者機関が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チーム医療推進会議において、専門的な検討を実施。</li> </ul>

## 今後の検討の進め方（案）

### 1. 検討方針

具体的方策の実現に向けた詳細な検討を行うためのWGを設置。会議は、各WGの報告を踏まえ、検討を実施。

#### (1) チーム医療認定検討WG

- ① チーム医療を推進する医療機関の認定基準
- ② チーム医療を推進する医療機関の認定主体
- ③ その他

#### (2) チーム医療推進のための看護業務検討WG

- ① 一般の看護師の業務範囲
- ② 「特定の医行為」の範囲
- ③ 特定看護師（仮称）の要件
- ④ 特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準
- ⑤ その他

#### (3) その他

### 2. 当面の検討スケジュール

- |      |  |
|------|--|
| 5月下旬 | 「チーム医療推進のための看護業務検討WG」を設置<br>→ 6月以降、「看護業務実態調査」（8月中に取りまとめ予定）<br>及び「モデル事業」を実施 |
| 6月中  | 「チーム医療認定検討WG」を設置   |
| ～11月 | 各WGにおいて詳細な検討を実施  |
| 12月中 | 各WGにおける検討結果を踏まえ、一定の結論を取りまとめ  |

## 看護業務実態調査について（素案）

### 1. 趣旨

- チーム医療の推進に関する検討会報告書（平成 22 年 3 月 19 日取りまとめ）において、看護師の業務範囲の拡大や特定看護師（仮称）が実施する「特定の医行為」の範囲の決定に当たっては、看護業務に関する実態調査を実施し、当該調査結果を踏まえて検討する必要があると提言された。
- 本調査は、当該報告書の提言を受け、現在の看護業務の実態等に関する全国的な調査を実施するものである。（8 月中に取りまとめ予定）

### 2. 調査内容

- チーム医療検討会報告書において「特定の医行為として想定される行為例」として列挙された行為等、一定の行為について、以下の項目を調査。
  - ・ 現在、看護師（認定看護師・専門看護師）が実施しているか否か
  - ・ 今後、一般の看護師が実施することが可能と考えられるか否か
  - ・ 今後、特定看護師（仮称）制度の創設に伴い、特定看護師（仮称）が実施することが可能と考えられるか否か
- なお、調査対象とする一定の行為については、「チーム医療推進のための看護業務検討WG（仮称）」において選定。

### 3. 調査対象・方法

- 平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金事業を活用し、以下のとおり調査を実施する予定。

#### ① 医療機関等に勤務する医師・看護師（質問紙調査）

特定機能病院	82 施設（100%）
病院（規模別）	1,800 施設（20%抽出）
診療所（有床）	600 施設（5%抽出）
訪問看護ステーション	500 か所（10%抽出）
介護保険関係施設等（老人保健施設等）	500 施設（10%抽出）
	計 約 3,500 施設

#### ② 各種団体、関係学会の代表者（聞き取り調査）

# モデル事業について（素案）

## 1. 趣旨

- チーム医療の推進に関する検討会報告書（平成22年3月19日取りまとめ）において、特定看護師（仮称）の要件については、類似の看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て専門的・実証的な検討を行った上で決定する必要があると提言された。
- 本モデル事業は、当該報告書の提言を受け、既に類似の看護師の養成に取り組んでいる大学院修士課程の実態・実績に関する情報を収集するため、当該課程の関係者等の協力を得て実施するものである。（実施期間は原則として平成22年度中。）

## 2. 事業内容

- 以下の条件を満たす修士課程を「モデル事業実施課程」として選定する。
  - ◆ 「特定看護師モデル養成課程」と称すること。
  - ◆ 臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていること。
  - ◆ 演習・実習科目を必修とするとともに、実習場所（病院等）を確保していること。
  - ◆ 教員・指導者に相当数の医師が含まれること。
  - ◆ 実習科目における安全管理体制を整備していること。
- モデル事業実施課程においては、一般的には「診療の補助」に含まれないと理解されてきた行為の実習を実施して差し支えないこととする。

## 3. モデル事業実施課程の報告事項

- モデル事業の開始当初に、例えば以下の事項についてWGに報告。
  - ◆ 到達目標（分野、実践内容等）
  - ◆ 教育カリキュラム（教育科目、内容、単位数）
  - ◆ 実習施設の概要
  - ◆ 単位認定者・実習指導者の経歴
  - ◆ 単位の認定方法・基準 等
- モデル事業の開始後に、その実施状況（例えば、安全面の課題、学生の履修状況、実習時のインシデント・アクシデント、一般の看護師でも実施可能な行為等）について、WGに随時報告。